

## 添付資料 2(Wikipedia)

### 「公共の福祉」の解釈

日本国憲法第 22 条第 1 項の「公共の福祉」と、居住移転の自由の関係について学説は分かれています。

- ・居住移転の自由は経済的自由権であるとして職業選択の自由と同様に、日本国憲法第 22 条第 1 項の「公共の福祉」による政策的制約を受けるとする説
- ・居住移転の自由は、経済的自由権の一種とみるべきではないとして、日本国憲法第 22 条第 1 項の「公共の福祉」による制約は、職業選択の自由のみにかかるもので、居住移転の自由は日本国憲法第 13 条の「公共の福祉」による内在的制約のみを受け、政策的制約は許されないとする説
- ・日本国憲法第 22 条の文言から、居住移転の自由も職業選択の自由と同様に、第 22 条の「公共の福祉」による制約を受けるが、居住移転の自由について、それが民主制の本質的自由など経済的自由の側面に関わらないものであるときは、精神的自由に近似した基準を適用すべきであるとする説がある。

また、「居住移転の自由も一定の制約を受ける」として以下のように。

- ・人身の自由の側面に向けられた制約
- ・懲役刑や禁錮刑を受けた者の刑務所への拘禁
- ・親権者の子に対する居所指定（民法 821 条）
- ・本人の保護及び社会衛生上の見地からの患者の強制入院や隔離（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条等）[15]
- ・経済的自由の側面に向けられた制約
- ・破産目的の遂行のための破産者の居住に係る制限（破産法第 37 条）
- ・職務の特殊性のための居住場所の制限（自衛隊法第 55 条等）